

あま市
次世代育成支援対策地域行動計画
< 後期 >

概要版



平成24年1月

あま市

計画策定の背景と目的

次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、全国の市町村では「次世代育成支援対策地域行動計画」が策定されました。合併前の七宝町・美和町・甚目寺町では平成17年3月に「次世代育成支援対策地域行動計画（前期）」が策定され子育て支援施策の充実を図ってきました。

合併前の前期計画が、平成22年3月末をもって期間満了となるため、前述の国の動向を踏まえるとともに、前期計画の進捗状況や課題を整理し、平成22年4月から始まる新たな「次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」を平成22年3月に策定しました。

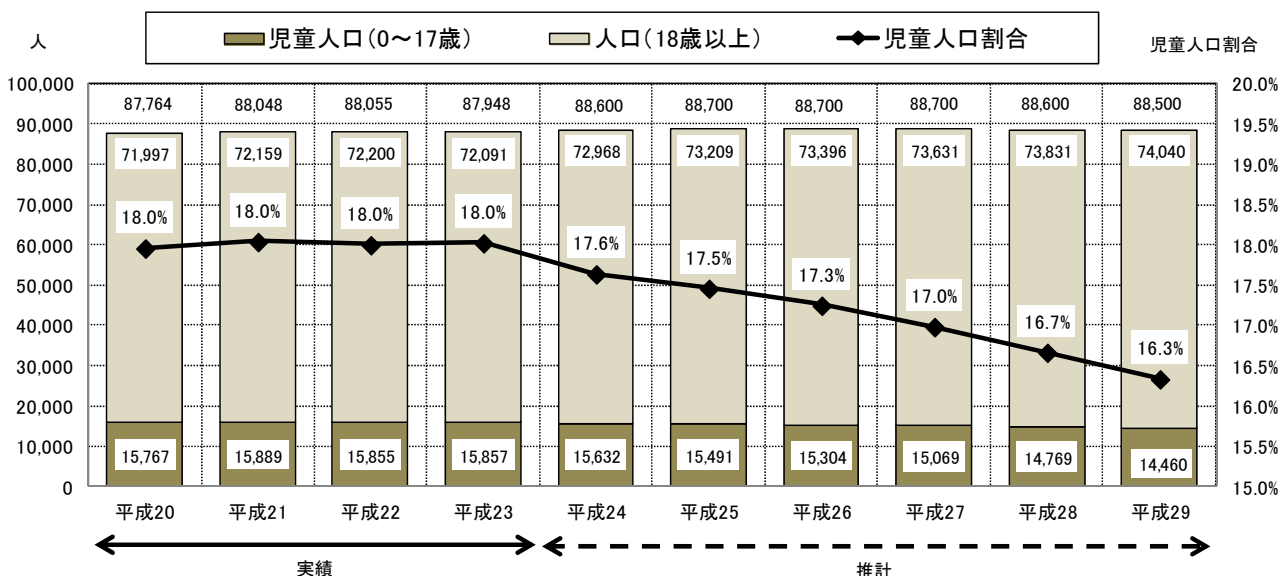
平成22年3月22日に七宝町・美和町・甚目寺町が合併し、あま市としてスタートしました。あま市として合併前の七宝町・美和町・甚目寺町の「次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」を統合・見直しした「あま市次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」を改めて策定することとしました。

計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法の第8条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけます。国より示された「行動計画策定指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

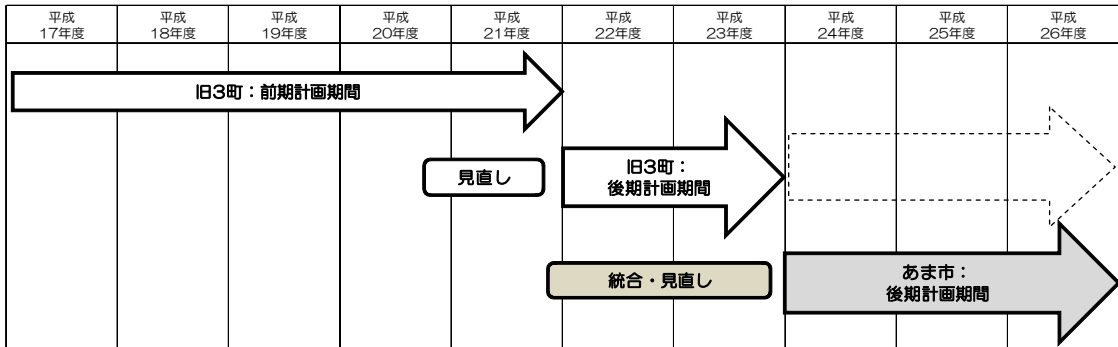
あま市の少子化の動向

市の総人口は緩やかに増加し、平成29年には88,500人（平成21年度対比0.5%増）になると推計されます。「児童人口（0～17歳）」は平成23年度までは緩やかな増加ですが、平成24年度以降は減少傾向となり平成29年には14,460人（平成21年度対比9.0%減）になると推計されます。0から5歳児の人口も年齢に関係なく減少すると推計されます。



計画の期間

後期計画 平成24年度～平成26年度



基本理念

- * 心も体も健康な保護者が安心感をもって子育てができる環境づくり
- * 子どもが健やかに元気に成長できるよう、新しい子育て支援社会を共に
- * 地域住民が健やかな子育て・子育ての大切さを理解

安心が広がり 心豊かで思いやりに満ち 子どもの笑顔の花咲くまち あま



施策の体系

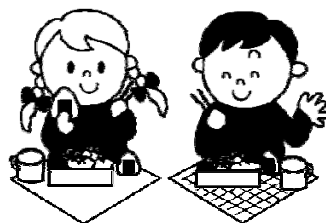
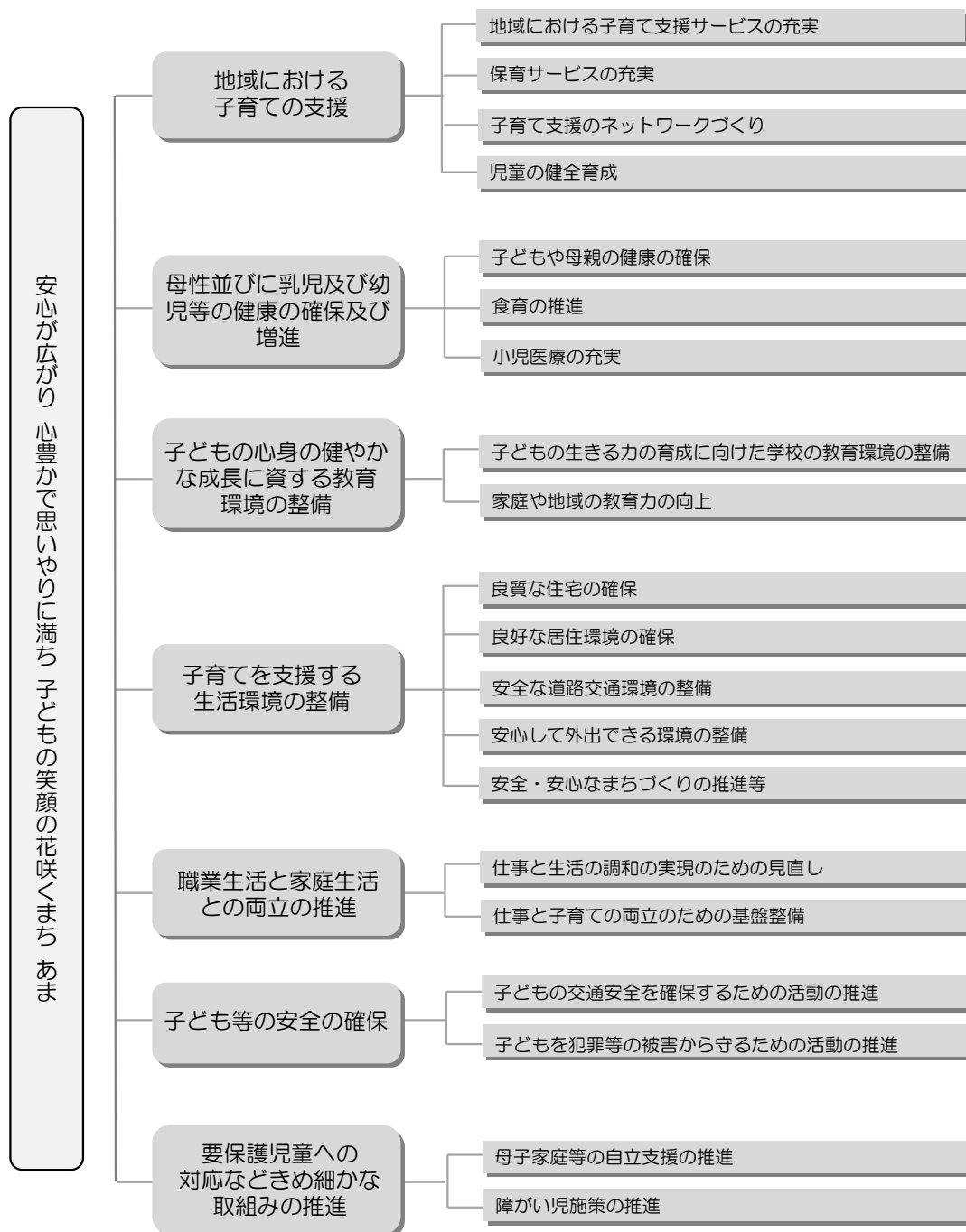
本計画では、施策の考え方に基づき、7項目の施策分類において、重要性の高い事業を重点的に展開することを目指します。

以下に施策の体系を示します。

《基本理念》

《基本方針》

《具体的施策》



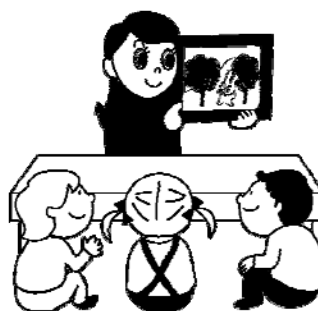
目標事業量

目標事業量の設定にあたっては、ニーズ調査等により把握した各事業の需要に基づき、新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日 厚生労働省策定）の目標年度である平成29年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成29年度目標事業量」という。）を設定しました。

その上で、後期計画期間（平成22年度から平成26年までの期間をいう。）の目標事業量については、平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基準を踏まえて決めました。

下記に目標事業量一覧を示します。

事業名	対象	単位	平成22年度実績	平成26年度目標	平成29年度目標
平日昼間の保育サービス	3歳未満児	人	428	466	451
	3歳以上児	人	1,301	1,394	1,454
	合計	人	1,729	1,860	1,905
	認可保育所数	か所	13	13	13
特定保育事業	開設か所数	か所	1	1	1
延長保育事業	延人員	人/年	384	288	288
	開設か所数	か所	12	12	12
夜間保育事業	延人員	人/年	—	—	—
	開設か所数	か所	—	—	—
深夜・早朝保育事業	延人員	人/年	—	—	—
	開設か所数	か所	—	—	—
トワイライトステイ事業	延人員	人/年	—	—	—
	開設か所数	か所	—	—	—
休日保育事業	開設か所数	か所	—	—	—
病児・病後児対応型事業	人員	人	—	—	—
	開設か所数	か所	—	—	—
放課後児童健全育成事業	人員	人	524	510	510
	（内）1～3年生	人	511	—	—
	開設か所	か所	14	14	14
一時預かり事業	延利用日数	日	2,249	2,600	2,600
	開設か所数	か所	4	4	4
ショートステイ事業	開設か所数	か所	—	—	—
地域子育て支援拠点事業	開設か所数	か所	4	4	4
	（内）ひろば型	か所	2	2	2
	（内）センター型	か所	2	2	2
	（内）児童館型	か所	—	—	—
ファミリー・サポート・センター事業	開設か所数	か所	—	1	1



行動計画

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

- ・子育て支援事業が着実に実施できるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、子育て支援事業に関する情報の提供、相談・助言を行います。

(2) 保育サービスの充実

- ・延長保育、一時保育、障がい児保育等の多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスを提供します。また、保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

- ・子育て家庭に対して関係機関との連携を図り、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを提供するとともに、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

(4) 児童の健全育成

- ・家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため手当を支給します。
- ・保育所の園庭を開放したり、子育て相談を推進します。
- ・児童館は、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子のふれあいの機会を計画的に提供するとともに、受け入れと活動の展開を図ります。
- ・必要に応じて主任児童委員または民生委員の活用を努めます。
- ・引きこもりや不登校への対応においては、学校、児童相談所等が連携して地域社会全体で対処することが必要であるため、関係機関との連携に努めます。

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

- ・妊娠初期からの医学的な管理と保健指導、また、知識の啓発、仲間づくりに努めます。
- ・妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、妊婦、乳児健診の充実を図ります。
- ・家庭訪問、出産・育児についての各種教室、相談・保健指導を充実し、継続した支援を行います。
- ・乳幼児健診やその他の場を活用し、仲間をつくる事業等を実施するとともに、個別に育児相談、家庭訪問を実施します。それらの事業を実施する中で児童虐待の発生予防・早期発見に努め、必要に応じて虐待ネットワークにつなげます。
- ・乳幼児健診や各種教室・相談から必要に応じて、関係機関と連携を図ります。
- ・誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の状況を把握し、乳幼児健診等の場を通じて、事故予防のための啓発等の取り組みを進めます。

(2) 食育の推進

- ・幼児期に食生活についての集団指導を行います。
- ・乳幼児期から小中学校までのそれぞれの世代に対応した食育の考え方や取り組みについての現状を把握し、食に対する意識の向上の重要性に鑑み、健全な食生活を送るための計画を策定します。

(3) 小児医療の充実

- ・子ども医療費の助成により、乳幼児の健康の確保および増進を図ります。
- ・小児医療体制の充実に努めます。
- ・かかりつけ医・歯科医をもつことの推進に努めます。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

- ・子ども、学校や地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、外部等人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- ・地域住民や関係機関等の協力のもと、豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進および学校施設の地域開放、スポーツ指導者の育成等、スポーツに対する子どもたちの多様なニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させます。

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

- ・持家または借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を行います。

(2) 良好な居住環境の確保

- ・居住環境に配慮した公園および緑地の整備を検討します。

(3) 安全な道路交通環境の整備

- ・幅の広い歩道の整備を推進します。
- ・通学路の整備や道路照明灯・防護柵および道路反射鏡を設置し、交通安全施設の整備を推進します。

(4) 安心して外出できる環境の整備

- ・道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のためのバリアフリー化を推進します。
- ・公園において、遊具等の整備・維持管理を推進します。

(5) 安全・安心なまちづくりの推進等

- ・通学路や公園等における防犯灯の整備を推進します。

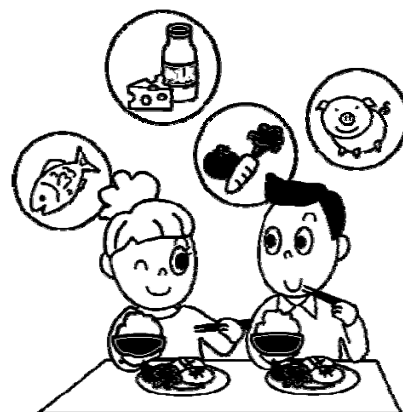
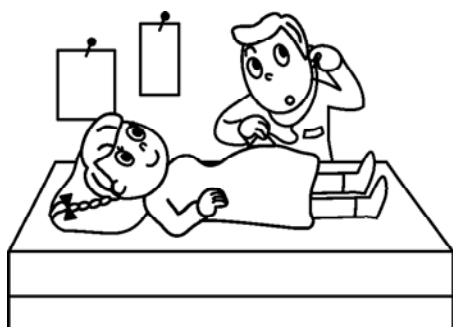
5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 仕事と生活の調和の実現のための見直し

- ・職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の職場における働きやすい環境を阻害する慣行、その他の諸要因の解消に努めます。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ・保育サービスおよび放課後児童健全育成事業の充実や一時保育、延長保育を推進します。
- ・仕事と子育ての両立のための支援体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、都道府県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。



6 子ども等の安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- ・子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を段階的かつ体系的に行います。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ・犯罪等に関する情報の提供を推進します。
- ・関係機関・団体との情報交換を実施します。
- ・子どもが犯罪等に遭ったとき、緊急避難場所となる「こども110番の家」等の防犯ボランティア活動を支援するとともに、危険を知らせるブザーを子どもに配布します。

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

(1) 母子家庭等の自立支援の推進

- ・子育てや生活支援策、養育費の確保策および経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。
- ・母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取組みについての情報提供を行います。

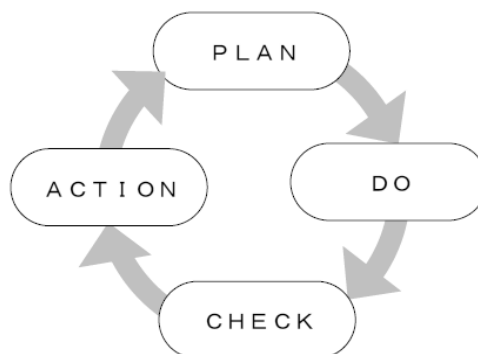
(2) 障がい児施策の推進

- ・妊婦および乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。
- ・就学支援を含めた教育支援体制の整備に努めます。
- ・保育園や放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

計画の推進に向けて

後期行動計画は、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野に施策を推進する必要があるため、行政では、関係部局間の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取組みの充実を図ります。なお、計画に掲げる取組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国、県との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、点検、評価を行い、各種施策の推進や新たな課題への対応などに向けて意見を聞き、今後の施策運営に役立てていきます。



あま市次世代育成支援対策地域行動計画〈後期〉 概要版

平成 24 年 1 月

発行：あま市

住所：愛知県あま市甚目寺二伴田 76 番地（甚目寺庁舎・子育て支援課）

電話：(052) 444-3173（ダイヤルイン）

FAX：(052) 443-3555